

◆改善事例◆ 株式会社ブラッシュボイスに対する申入れ

事業者名：株式会社ブラッシュボイス

事業内容：ボイストレーニングスクール

申入れ対象：著作物制作委託契約、会員規約（以下規約という）

申入開始日：2018（平成30）年7月18日

申入終了日：2019（平成31）年7月23日

対象条項と申入れ根拠条文（消費者契約法につき「法」という。）：

規約第5条（契約の解除、休会）消費者契約法9条1号、10条

	Cネット東海の申入れ内容	(株)ブラッシュボイスの回答(結果)
1	<p>第5条（契約の解除、休会）</p> <p>① 会員は、BVとの次月の契約を解除、または休会する場合、前月15日迄に必ず本人がその旨をメールにてブラッシュボイス本社に申請しなければならない。この期日を超過した場合、翌々月以降の退会・休会となる。</p> <p>② レッスン実施の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は月謝・受講料のお支払いが必要です。</p> <p>③ 略</p> <p>会員は、休会する場合は、レッスン再開月の月謝・受講料を休会開始する前月の20日迄にBVの指定の口座へ支払うものとする。</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>上記規定を、退会または休会の申し出があった月の末日をもって退会または休会となるよう改訂してください。</p> <p>◆申入れ理由</p> <p>(1) 消費者契約法9条1号は、消費者契約の解除に伴う違約金等につき、解除の事由、時期の区分に応じ、事業者が生ずる平均的な損害を超える金額を定めている場合は、当該超える部分について、無効としています。</p> <p>(2) この点、会員規約5条は、退会の申し出があった場合の、退会の効力発生時期につき、15日までに申出があった</p>	<p>「①会員はBVとの次月の契約を解除、または休会する場合、当月15日迄に必ず本人がその旨をメールにてブラッシュボイス本社に申請しなければならない。この期日を超過した場合、会員には翌月分受講料の支払いの義務があり、翌月以降の退会・休会となる。</p> <p>②レッスン実施の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は月謝・受講料のお支払いが必要です。」</p> <p>に、改定された。</p>

場合は、申出があった月の翌月、この期日を超過した場合は翌々月と定めています。本条項によれば、会員は、ボイストレーニングを受けなくとも、月謝や受講料を支払わなければならないことになります。

(3) しかしながら、ボイストレーナーの自宅でレッスンを受ける貴社のシステムにおいて、前月15日までに退会申出した場合にも、貴社が1ヶ月分の月謝、受講料相当の損害を受けるとはとうてい考えられません。それにもかかわらず、本条項は、退会申出以降、ボイストレーニングを受けるか否かに関わらず、少なくとも1ヶ月以上分の月謝・受講料を支払わせるもので、貴社に生ずる平均的な損害を超える違約金等を定める条項として消費者契約法9条1号に抵触しています。

(4) また、貴社と会員との間には、貴社がボイストレーニングを提供して、会員が受講料や月謝を支払うというものですので、民法の準委任契約の契約関係にあると考えられます。民法の規定による場合、会員は、いつでも任意に将来に向けて解除することができ、委任が履行の途中で終了したときには、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる(現行民法648条)とされています。改正民法においては、貴社が貴社の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる(改正民法648条)。いずれにせよ、受任者の報酬請求権たる受講料、月謝を請求できるのは、既履行の割合分に限られるとされているのです。

(5) この点、本条項は、本条項は、会員の退会や休会申出の効力発生時期を翌月

	<p>末日に遅らせる点で、消費者の契約解除権を制限していますが、効力発生時期を遅らせる合理的な理由は見いだせません。</p> <p>(6) また、本条項は、退会や休会の理由や退会・休会申出後のボイストレーニングの受講の有無を問わず、一律に翌月分や受講料等の支払い義務を負わせる点で、不合理に消費者の義務を加重しています。</p> <p>(7) 従って、本条項は、民法と比較して、消費者の権利を制限すると共に、義務を加重する条項として消費者契約法10条によっても、無効といえます</p> <p>(8) よって、本条項については、退会や休会申出のあった月の末日をもって退会・休会となるよう改訂することを求めます。</p>	
--	--	--